

## 鈴鹿市公告第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定した道路について、当該道路の位置の指定を廃止したので、鈴鹿市建築基準法施行細則（平成11年鈴鹿市規則第29号）第24条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月16日

鈴鹿市長 末松則子

### 1 廃止する道路の位置

鈴鹿市白子二丁目

（6270番35、6270番186、6270番297、6270番436、  
6270番437）の地先

### 2 廃止する道路の指定年月日及び指定番号

昭和44年12月22日 44鈴道26

### 3 廃止する道路の道路番号、延長及び幅員

道路番号 A道路の一部

延長 64.0メートル

幅員 4.0メートル

### 4 廃止年月日

令和8年2月16日